



長野県報

3月17日(木)
平成17年
(2005年)
第1643号

目 次

規則

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則（園芸特産課）	2
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2

告 示

町の設置に伴う人口（情報政策課統計活用室）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	3
精神障害者社会復帰施設整備事業補助金交付要綱（昭和63年長野県告示第775号）の一部改正（障害福祉課）	4
昭和57年長野県告示第415号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部改正（2件）（地球環境課）	4
昭和58年長野県告示第405号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部改正（地球環境課）	4
平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部改正（地球環境課）	4
保安林予定森林（森林保全課）	5
基本測量の終了（監理課）	6
公共測量の終了（3件）（監理課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路維持課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課）	8
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	8
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部改正（教学指導課）	8

公 告

一般競争入札（2件）（管財課）	9
一般競争入札（厚生課）	10
一般競争入札（食品環境課）	11
一般競争入札（2件）（地球環境課）	12
一般競争入札（生活文化課）	13
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（5件）（産業振興課）	14
特定鳥獣保護管理計画の公表（森林保全課）	18
都市計画事業の認可（都市計画課）	18
市街地再開発事業の施行の認可（建築管理課）	18
一般競争入札（医務課県立病院室）	19
指定給水装置工事事業者の指定（水道課）	20
平成16年度定期監査の結果に関する報告に基づく措置（監査委員事務局）	20
一般競争入札（生活文化課）	20

訓 令

平成17年3月20日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	21
----------------------------------------	----

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第8号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

長野県漁業調整規則(昭和45年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号中「南佐久郡佐久町大字高野町」を「南佐久郡佐久穂町大字高野町」に改め、同項第11号中「南安曇郡梓川村大字上野の村道4号」を「松本市梓川上野の市道4号」に改め、同項第12号中「南安曇郡安曇村」を「松本市安曇」に改め、同項第13号中「南安曇郡安曇村(上高地)」を「松本市安曇」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項第4号の改正規定は、同年3月20日から施行する。

園芸特産課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第9号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「湯谷第2団地 篠ノ井第2団地」を「湯谷第2団地」に、「県町団地 須多ヶ嶺団地」を「県町団地」に、

「南佐久郡佐久町」を「南佐久郡佐久穂町」に、「森林団

地 名古原団地」を「森林団地」に、「上原団地 貝梅団地 柏矢町団地 青木花見団地」を「青木花見団地」に、

「柏原団地 古間団地 黒姫団地」を

「黒姫団地」に改め、同表の3中

「中込団地」上伊那郡南箕輪村を
柏矢町団地 南安曇郡穗高町
柏原N1団地 古間団地 上水内郡信濃町」

「中込団地」上伊那郡南箕輪村に改

める。

第2条 県営住宅等の管理に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「馬見塚団地 千丈団地」を「馬見塚団地」に、

「伊勢林団地」を「伊勢林団地 旭ヶ丘団地 塩名田団地」に、

「旭ヶ丘団地」南佐久郡臼田町」を
宿岩団地 南佐久郡佐久穂町」

「宿岩団地」南佐久郡佐久穂町」に、

「平和台団地」北佐久郡御代田町」を
塩名田団地 北佐久郡浅科村」

「平和台団地」北佐久郡御代田町」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定(県営住宅等の管理に関する規則別表第1の1の改正規定中

「南佐久郡佐久町」を「南佐久郡佐久穂町」に改める部分

に限る。)は平成17年3月20日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

住宅課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月17日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の13の佐久町高野町警察官駐在所の項から八千穂村警察官駐在所の項までを次のように改める。

佐久穂町高野町 警察官駐在所	佐久穂町大字 高野町	佐久穂町 大字高野町の一部 大字 上 大字宿岩の一部
佐久穂町海瀬警 察官駐在所	佐久穂町大字 海瀬	佐久穂町 大字海瀬の一部 大字平 林 大字高野町の一部 大字宿岩の一部 臼田町 大字平林の一部
佐久穂町大日向 警察官駐在所	佐久穂町大字 海瀬	佐久穂町 大字大日向 大字余地 大字海瀬の一部
佐久穂町八千穂 警察官駐在所	佐久穂町大字 畠	佐久穂町 大字畠 大字穂積 大字 千代里 大字八郡

附 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

警務課